

令和 8 年度税制改正要望

令和 7 年 9 月

日 本 製 紙 連 合 会
会 長 野 沢 徹

はじめに

世界経済は成長を維持しているものの、トランプ米政権の関税措置による景気下押し懸念が広がり、不確実性の高い状況が続いております。わが国経済も緩やかな回復基調を維持しておりますが、今後、米国の関税措置の影響に加え、地政学リスクの高まり等の下振れ要因が顕在化する可能性もあり、依然として先行きは不透明な状況にあります。

こうした経済情勢の下、紙・板紙の需給は、デジタル化の進展や諸資材価格の高止まりに伴う需要家の使用量削減等の影響を受けて、グラフィック用紙の需要減が継続しており、段ボール原紙を中心とするパッケージング用紙についても、物価高による消費者の買い控え等により、需要は横這いで推移しております。

しかしながら、このような厳しい状況の中でも、製紙各社は、生産・輸送体制の再構築、海外の成長市場の需要取り込み、脱プラスチックの潮流を背景とした紙素材の新たな需要開拓、そして、木質資源を有効活用したバイオリファイナリー技術の実用化等、社会生活に欠かせない製品を供給するエッセンシャル産業としての責務を果たすべく、様々な取り組みを進めております。

製紙業界は植林等による持続可能な森林経営を推進し、主原料となる木材を自ら確保するだけでなく、森林資源の保全に努め CO₂ の吸収・固定、水資源確保等の環境保全にも貢献しております。

また、利用済みの紙・板紙を古紙としてリサイクルする資源循環システムを構築しており、これまで再資源化が困難であった未利用古紙の活用も進める等、サーキュラーエコノミー（CE）の実現に向けた取り組みを進めております。

更に、GX に向けた脱炭素の取り組みとして、製紙業界では 2021 年に策定した「地球温暖化対策 長期ビジョン 2050」において「カーボンニュートラル産業の構築実現」を掲げており、マイルストーンとなる 2030 年度の目標として、「2013 年度比 エネルギー起源 CO₂ 排出 38%削減の達成」をカーボンニュートラル行動計画で示しております。カーボンニュートラル産業の構築達成に向けて、燃料転換を中心に、最新の省エネ設備・技術の導入、エネルギー関連革新技術の採用等の設備投資を積極的に進めております。

GX・CE の実現に向けた取り組みを一層推進するとともに、新たなイノベーションの創出を目指す製紙業界が、活力ある産業として更なる成長を遂げるためには、設備投資や研究開発を力強く後押しする中長期的かつ安定的な税制措置が不可欠であり、これらの取り組みを着実に前進させるためにも、税制面でご支援を賜りたく、下記の要望事項につきまして特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和 8 年度税制改正要望項目

I. 重点要望項目

1. カーボンニュートラルに向けた支援

- (1) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の延長・拡充・・・・・・・・・・1 頁
- (2) 戦略分野国内生産促進税制の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 頁
- (3) 脱炭素化を支援する優遇税制の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 頁
- (4) エネルギー関係諸税の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 頁

2. イノベーション創出のための支援

- (1) 研究開発税制の維持・拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 頁
- (2) オープンイノベーション促進税制の延長・見直し・・・・・・・・・・5 頁

3. 国内設備投資の促進に向けた支援

- (1) 企業の国内設備投資を促す大胆な投資促進税制の創設・・・・・・・・・・5 頁
- (2) 償却資産に対する固定資産税の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 頁

4. 法人税の見直し

- (1) 実質的な法人課税の負担軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 頁
- (2) 欠損金の扱いの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 頁
- (3) 受取配当益金不算入の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 頁

5. その他

- (1) 印紙税の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 頁
- (2) 地方税の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 頁
- (3) 国際課税制度の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 頁

Ⅱ．要 望 項 目

1．設備投資のための環境整備

- (1) 減価償却制度における定率法の維持・・・・・・・・・・・・・8 頁
- (2) 特定資産の買換特例制度（長期所有の土地、建物等）の延長・見直し・・ 9 頁

2．国際課税

- (1) 外国税額控除制度の見直し・・・・・・・・・・・・・9 頁
- (2) 国際的な取引に関する税務手続の簡素化・合理化・・・・・・・・・・・・・9 頁

3．その他

- (1) 企業年金に関する特別法人税の廃止・・・・・・・・・・・・・9 頁
- (2) 税法と企業会計の調和・・・・・・・・・・・・・10 頁
- (3) 収用等の場合の課税の特例の見直し・・・・・・・・・・・・・10 頁

I. 重点要望項目

1. カーボンニュートラルに向けた支援

(1) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の延長・拡充

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制は、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、民間企業による脱炭素化投資を加速させるため、産業競争力強化法の計画認定制度に基づく「生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備」の導入に対し、税額控除又は特別償却を認める制度である。

本税制は令和 7 年度末で計画認定の期限を迎えるが、脱炭素化に向けた設備投資は長期的かつ多額の資金を必要とすることから、認定期限を延長するとともに、税額控除超過額の繰越、投資総額の上限拡大を要望する。

また、本税制における炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源 CO₂ 排出量）の向上要件に関して、長年にわたり燃料転換、省エネに積極的に取り組んできた業界では、既に炭素生産性が高い水準に達しており、短期間で大幅な向上は大変困難なものとなるため、要件の緩和を要望する。更に、既存設備に対する資本的支出も対象として追加することを要望する。

① 事業適応計画の認定期限の延長

2050 年カーボンニュートラルの実現のためには、長期のロードマップに沿った脱炭素設備投資を進める必要があり、その計画立案には相応の時間を要するため、事業適応計画の認定期限（令和 8 年 3 月 31 日）の延長を要望する。

② 炭素生産性の向上要件の緩和

本税制は、事業所等の炭素生産性を 3 年以内に 15%以上向上（大企業向け）させることにより、優遇措置を受けられるが、長年、積極的に CO₂ 排出削減等の取り組みを進めてきた企業にとって、短期間で更に大幅な炭素生産性の向上を達成することは、大変困難なものとなる。

そのため、CO₂ 排出の削減率だけでなく削減量も評価されるよう、一定の削減量を達成した場合には目標値の下限を引き下げるとともに、削減量ごとに多段階の目標値及び控除率を設定する等、事業特性に応じて、炭素生産性の向上要件を柔軟に設定するべきである。

③ 税額控除超過額の繰越・投資総額の上限拡大

カーボンニュートラルは国としても企業としても長期的かつ多額の資金を必要とする、野心的な目標であり、所得の発生状況にかかわらず取り組まなければならない課題であるため、税額控除超過額の繰越を認めるとともに、投資総額の上限を拡大すべきである。

④ 既存設備に対する資本的支出の対象追加

本税制は、原則として、既存設備に対する資本的支出は適用対象外とされているが、既存設備の価値を高める又は使用可能期間を延長する資本的支出が、炭素生産性の向上に寄与し、延いてはカーボンニュートラルの実現に大きく貢献する場合には、既存設備への資本的支出も対象に追加すべきである。

(2) 戦略分野国内生産促進税制の拡充

戦略分野国内生産促進税制は、中長期的な経済成長を牽引する戦略分野の国内投資を推進することを目的として、戦略分野のうち、特に生産段階でのコストが高い製品の生産・販売を支援するために、法人税額から一定額を控除する制度である。

木質資源を有効活用したバイオリファイナリー技術の実用化を進める当業界としては、本税制の創設趣旨を高く評価しており、今後、戦略分野の国内投資を更に促進するため、以下の拡充を要望する。

① 事業適応計画の認定期限の延長

本税制の適用対象は、令和 8 年度末までに産業競争力強化法に基づく事業適応計画の認定を受けた企業に限られるが、計画認定を受けるには、「取締役会等による経営の方針に係る決議又は決定において、新規導入される設備の価額や当該設備の新規導入に係る事業採算性等が具体的に決定された案件であること」が要件とされている。

このような意思決定に至るまでには、技術的課題の整理、事業成立性の検討、制度要件の確認等、多段階にわたる検討プロセスを経る必要があるため、相当の期間を要し、現行の認定期限では企業の対応が困難となるケースも多く想定されることから、事業適応計画の認定期限を延長すべきである。

② 対象物資の拡大

本税制の対象物資の一つであるグリーンケミカルは、現行では基礎化学品に限定されているが、グリーンケミカルの中間材料となるバイオマス由来の糖液・乳酸・アミノ酸類・有機酸類等の生産・販売体制を確立することも、GX 製品の自立的なサプライチェーン構築や資源循環の観点から極めて重要であるため、こうしたグリーンケミカルの中間材料も対象物資に追加すべきである。

(注) グリーンケミカル：グリーン原料（バイオ原料、廃プラスチック等）から生産される化学品（バイオエタノール等）

(3) 脱炭素化を支援する優遇税制の創設

製紙業界は、政府が表明した「温室効果ガスの排出量を 2050 年までに実質ゼロにする」宣言に賛同し、「地球温暖化対策 長期ビジョン 2050 ～カーボンニュートラル産業の構築実現～」を策定した。

カーボンニュートラル産業の構築実現のためには、生産活動による温室効果ガス削減や持続可能な森林経営を推進し、CO₂吸収源としての森林を維持・拡大することが重要であり、以下の支援を要望する。

① 脱炭素化への移行に向けた燃料転換に係る優遇税制の創設

2050 年カーボンニュートラルの達成に向けては、化石燃料からの早期脱却が必須であり、製紙業界を含め各製造業界では、自家発電設備における非化石燃料への転換を積極的に進めている。

しかしながら、バイオマス等の非化石燃料への転換には、調達コストの高騰等の移行リスクが生じる可能性がある。消費エネルギーに対する自家発電比率の高い業界は、大きなリスクを負うことになる。

カーボンニュートラル対応の緊急性・重要性に鑑み、一定の認定要件（省エネ法の定期報告の開示、SBT 目標の達成率等）を満たした場合、燃料転換の成果（バイオマス燃料や CO₂ 排出係数がより低い燃料への転換割合）に応じて、燃料費の一定割合を税額控除する等、脱炭素化への移行に向けた燃料転換に係る優遇税制を速やかに創設することを要望する。

② 森林保有に係る優遇税制の創設

わが国の地球温暖化に関する総合計画である「地球温暖化対策計画」においては、2030 年度の森林による CO₂ 吸収量の数値目標が掲げられる等、森林吸収源対策の推進が期待されており、民間企業が保有する森林の適切な管理を通じて、CO₂ 吸収源としての森林を維持・拡大させることが重要である。

その支援策として、CO₂ 吸収や生物多様性の保全に資する森林を維持・拡大させる取り組みを積極的に行う民間企業が、SHK 制度における森林吸収量等の算定・報告を行った場合等には、保有する森林の固定資産税の免除や維持管理費の税額控除等の優遇税制の創設を強く要望する。

(4) エネルギー関係諸税の見直し

政府は、エネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に向けて、「GX2040 ビジョン」に基づき政策の具体化を進める方針であるが、その際には、「公平な移行」を重視した政策運営が求められることから、炭素排出に対する負担が特定の主体に偏らないよう、経済・社会情勢の変化に応じて、既存のエネルギー関係諸税及び地球温暖化対策税の総合的な見直しが必要である。

2. イノベーション創出のための支援

(1) 研究開発税制の維持・拡充

研究開発税制は、企業の研究開発投資を促す効果的な特例制度であり、イノベーションの創出には必要不可欠であることから、維持・拡充すべきである。

① 一般型の時限措置の維持・恒久化

一般型は、業種・企業規模を問わず幅広い企業が活用する基幹的な措置であり、企業の持続的な技術革新と成長を支える柱として、極めて重要な役割を果たしている。

従って、令和7年度末で期限切れを迎える、一般型における控除率の上限14%、売上高試験研究費割合10%超の場合の控除率・控除上限の上乗せ措置については、維持・恒久化すべきである。

② オープンイノベーション型の手続きの簡素化

オープンイノベーション型の利用を拡大するため、専門家（税理士・公認会計士・監査役等）による第三者の確認の省略や共同・委託試験研究の相手先への対象費用の額の確認を契約書の写し提出も可とする等、事務手続きを簡素化すべきである。

③ 高度研究人材の活用を促す優遇措置の強化

研究開発の質を向上させ、イノベーションを生み出すには、高度研究人材の持続的な活用が不可欠であることから、本措置における適用条件のうち、期間の制限を撤廃又は長期化すべきである。

④ GX 実現に資する素材・製品の研究開発に対する支援措置の強化

GX 実現には、革新的な新素材・製品の研究開発が不可欠であり、バイオリファイナリー製品として注目されるセルロースナノファイバーやSAF等のGX 実現に資する新素材・製品の研究開発に対して、一般型とは別に控除率の上限を引き上げる等、支援措置を強化すべきである。

⑤ 税額控除限度超過額 繰越制度の復活

厳しい収益環境の中でも、イノベーションの創出に向けて、研究開発費は一定程度必要とされる。このため、控除上限は本税制の利用の足かせとなることから、税額控除限度超過額繰越制度を復活すべきである。

(2) オープンイノベーション促進税制の延長・見直し

本税制は、企業のスタートアップへの出資を促す効果的な特例制度であり、オープンイノベーションによる新規事業の創出を加速させるためには必要不可欠であることから、適用期限（令和 8 年 3 月 31 日）を延長するとともに、以下の要件の見直しを要望する。

- ① 1 件当たりの出資金額下限の撤廃又は引き下げ
- ② M&A 型の 5 年以内の成長要件の撤廃又は緩和

3. 国内設備投資の促進に向けた支援

(1) 企業の国内設備投資を促す大胆な投資促進税制の創設

政府は 2040 年度に 200 兆円の新たな官民国内投資目標を掲げ、官民一体となって国内投資を拡大していく必要があるとしており、当業界もエネルギー関連革新技術の採用、事業構造転換に向けた設備投資等を積極的に進めている。

その一方で、国際情勢の不確実性が高まる中、米欧中をはじめとして各国は国内投資促進政策を大幅に強化しており、わが国においては国内成長投資の先送りが生じかねない状況にある。

こうした状況を踏まえ、国際的なイコールフットィングの観点からも、国内投資を積極的に行う企業に対して、業種・企業規模・投資対象を限定せず、投資額の一定割合の税額控除や即時償却等を盛り込んだ大胆な投資促進税制を創設すべきである。その際には、税制適用の為の手续を簡易なものとする等、使い勝手の良い簡素な仕組みとすることが不可欠である。

(2) 償却資産に対する固定資産税の見直し

企業の持続的成長には積極的な設備投資が必要であり、償却資産に対する固定資産税の課税制度を見直すべきである。

① 償却資産に対する固定資産税の廃止

本税制は利益に関係なく一定水準課税される制度のため、企業収益が厳しい状況下にあつて、企業の負担は大きく、今すぐ廃止すべきである。

少なくとも、GX・DXに関連して、新規取得又は改造(資本的支出)を行った償却資産に係る固定資産税は免税すべきである。

② 固定資産税(地方税法)の残存価額5%の撤廃

固定資産税の償却計算方法は、残存価額5%を法人税法に合わせ撤廃すべきである。

償却資産に対する固定資産税課税は、国際的に稀であり、対象が一部の設備型産業に偏るため、課税の公平性で問題がある。また本税制は企業収益を考慮しないため、特に赤字決算企業は大きな負担を強いられる。更に投資額に応じて課税されるため、企業の国内への投資意欲を削ぎ、政府の進めている成長戦略とも逆行することから、廃止すべきである。

4. 法人税の見直し

(1) 実質的な法人課税の負担軽減

日本の法人実効税率は、平成30年度以降29.74%と産業界が要望した20%台まで引き下げられた。しかしながら一方で、課税ベースも拡大された結果、当業界においては、多くの企業で税負担が増加している。

従って今後は企業の法人課税負担が実質的に軽減するよう法人税改革を進め、法人実効税率をOECD主要国平均・アジア近隣諸国並みの25%程度まで引き下げるべきである。

国際競争力上、イコルフットィングを達成するために、法人実効税率を25%程度まで引き下げるべきである。その際、外形標準課税の税率引き上げ等、課税ベースの拡大を行うことなく、実質的に企業の法人課税負担が軽減するよう、法人税改革を進めていくべきである。

(2) 欠損金の扱いの見直し

繰越控除期間は現行10年となっているが、繰越期間を無期限とするとともに、損金算入可能額の当期所得50%制限を緩和すべきである。

また、大企業の繰戻還付凍結措置解除とともに、繰戻還付(1年間)の期間の延長を要望する。

わが国の欠損金制度は欧米諸国に比べ、控除限度及び繰越期間の制限が厳しく、企業の国際競争力の維持・強化を図る観点からも不利である。また企業にとって課税上の期間損益の通算は、中長期的に将来を見据えた経営を行う上で、非常に重要である。

(3) 受取配当益金不算入の見直し

株式保有割合に従い、それぞれ 50%、20%となっている益金不算入割合を、全額益金不算入とするとともに、受取配当に係る負債利子控除については特定利子制度を復活し、特定利子は負債利子に含めないようにすべきである。

配当金は、法人段階で既に課税されている利益から支払われており、本来、二重課税排除の観点から全額益金不算入とすべきである。

(注) 特定利子：① 社債の利子（社債発行差金を含む）

② 金融機関及び国等からの借入金でその返済期間が 3 年以上のものにかかる利子

③ 商品の販売等の対価として受け取った手形の割引料

5. その他

(1) 印紙税の廃止

印紙税を廃止すべきである。

経済取引のペーパーレス化が著しく進展する中、紙を媒体とした文書のみで課税する印紙税はもはや合理性が失われていることに加え、課税文書の判定等の煩雑な業務が伴うため、事務負担軽減の観点からも制度の廃止を含めた根本的な見直しが必要である。

(2) 地方税の見直し

地方法人課税は、地域間の偏在性が大きく、税収も不安定である。従って、法人事業税、法人住民税の所得に対する課税部分は国税の法人税に統合するとともに、地方税の申告納付先の一元化を可能として、交付税等により適切に配分すべきである。

また、法人事業税に関して、付加価値割の計算方法を見直し、申告書類の整理・合理化も図るとともに、電気供給業に係る収入金課税を廃止し、一般事業と同様な扱いとすべきである。

これにより、地方法人課税の偏在是正、税制の簡素化による企業の事務負担軽減を図るべきである。

- ① 地方法人所得課税の国税化
- ② 地方税の申告納付先の一元化
- ③ 法人事業税付加価値割の計算方法見直し及び申告書類の整理・合理化
- ④ 法人事業税における電気供給業に係る収入金課税の廃止

(3) 国際課税制度の適正化

企業の税務リスクや事務負担を軽減し、グローバル活動を円滑にするために、国際課税制度の適正化を進めるべきである。新たな需要開拓のため新興国市場等、海外への進出が求められている当業界にとって、国際課税制度の重要性は一段と高まっており、企業間の公平な競争環境を整備すべきである。

① 新たな国際課税ルールへの対応

令和7年度の税制改正で国内法制化が完了したグローバル・ミニマム課税については、計算ルールの簡素化措置の導入、外国子会社からの情報収集・計算方法等に関する詳細で分かりやすいガイドラインの提供等、企業の事務負担を軽減するための環境整備を継続的に講じていくことが必要である。

また、外国子会社合算税制についても、企業の事務負担の観点から、適用免除税率の引き下げやグローバル・ミニマム課税で求められる情報・計算を活用できるようにする等の見直しを行うべきである。

② 相互協議後の更正

租税条約締結国との移転価格課税の場合は、相互協議後でなければ更正できない制度とすべきである。

Ⅱ. 要 望 項 目

1. 設備投資のための環境整備

(1) 減価償却制度における定率法の維持

減価償却制度は、現在定率法・定額法の選択適用になっているが、定額法に一本化することなく、定率法を維持すべきである。

定率法の廃止は、新規設備投資を抑制する恐れがある。

(2) 特定資産の買換特例制度（長期所有の土地、建物等）の延長・見直し

本制度は時限措置ではなく恒久化すべきであり、少なくとも適用期限（令和 8 年 3 月 31 日）を延長すべきである。あわせて、先行取得期間を 1 年から 3 年に緩和すべきである。

2. 国際課税

(1) 外国税額控除制度の見直し

外国税額控除制度は国際的な二重課税を排除する上で、不十分であり、見直すべきである。

① 外国子会社配当益金不算入	益金不算入割合	95%から 100%へ拡充
② 外国税額控除	繰越期間	現行 3 年の年数拡充

国際的な二重課税を排除する制度として、わが国企業の海外事業展開を支える重要な役割を果たしているが、わが国の税額控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間は 3 年と、税額を控除しきれないケースがある。

(2) 国際的な取引に関する税務手続の簡素化・合理化

租税条約に基づき、利子、配当、工業所有権等に係る所得税の軽減又は免除を受けようとする場合に提出する届出書に関して、国内税法よりも租税条約を優先して適用することが既に規定されており、事務手続きの簡素・合理化、事務負担軽減のために、届出書の提出は不要とすべきである。

3. その他

(1) 企業年金に関する特別法人税の廃止

企業年金に関する特別法人税は、平成 11 年度から凍結中であるが、仮に課税が再開されれば、年金資産の運用環境の悪化を招き、企業年金制度の普及・拡大の妨げとなる。掛金の拠出時・運用時非課税、受給時課税という年金税制の基本原則にも反していることから、特別法人税は廃止すべきであり、少なくとも凍結措置については延長すべきである。

(2) 税法と企業会計の調和

国際会計基準を踏まえた会計制度の変更により、企業会計と税法の乖離が拡大し、課税所得計算において実務上の負担が増大しないよう、以下の措置を要望する。

① 法人税法、地方税法、会社法、金融商品取引法において異なった処理が必要となり事務負担が増大していることから、これら法律間の会計処理統一化を要望する。

② 減価償却制度における損金経理要件を撤廃すべきである。

(3) 収用等の場合の課税の特例の見直し

収用等の場合の課税の特例では、代替資産の先行取得を「収用等の日を含む事業年度開始の日前 1 年（やむを得ない事情がある場合は 3 年）以内に取得したもの」としている。

しかしながら、大規模な工場用地等が収用され、企業が移転を余儀なくされる場合、供給責任を継続して果たすためには、収用の数年前から新たな用地を確保し、新工場を建設して、稼働体制を整えた上で、旧工場の解体・撤去を経て土地を引き渡す、といった段階的かつ長期的な対応が必要となる。

加えて、昨今の深刻な人手不足の影響により、工場建設に要する期間は更に長期化する傾向にあるため、代替資産の先行取得期間については、「やむを得ない事情がある場合は、収用等の日を含む事業年度開始の日前 6 年」に緩和すべきである。